

安全性に懸念のある国・地域の品目に関する取扱要領

1 目的

安全性に懸念が指摘されている国・地域の食品については、各国の生産実態が分かりにくく、流行性の各種病害の発生や環境汚染、化学物質の混入等の不安を感じるお客様もいらっしゃるため、お客様の安全・安心を第一に考えて、必要な調査・分析を実施し、安全が確認されたものを使用する。

なお、緊急性が高いと判断した場合には、リスク回避のために安全性が確認されるまで一定期間使用を差し控える。

2 指定品目

(1) 輸入違反件数が多いもしくは違反率が高い国・地域の生鮮食品

使用する場合は、下記の安全確認をした上で使用する。

① 生鮮食品

- ・ 輸入における安全証明資料の確認
- ・ 当社の安全性確認(規格書、残留分析農薬・重金属・防カビ剤の分析等)

② 当該食品を原材料として使用した加工食品

- ・ 輸入における安全証明資料の確認
- ・ 必要により当社の安全性確認(規格書、残留分析農薬・重金属・防カビ剤の分析等)